

業務仕様書

1 役務の名称

札幌市身体障害者福祉センターバスケットゴール更新業務

2 役務の概要

身体障害者福祉センター体育館内に設置されているバスケットゴール1対(2基)の撤去及び電動による前方吊上式バスケットゴールの取り付け・配線作業を行う。

3 使用部材に関する要件

適合品	数量
セノ(株) 電動前方吊上式(前方折畳)バスケットゴール A223071 または 株式会社都村製作所 電動前方吊上式バスケットゴール BA-3003	1対(2基)

※同等品で入札に参加する場合は事前に発注課までカタログ・意匠図・デザイン資料等、仕様書の規格を満たしていることが分かる資料を提出し、発注課の確認を得ること。

※業務の履行に必要なとなる部材の手配については、必ず関連資料を確認の上、適切に行うこと。

※落札後に現地確認の結果、寸法等に微調整が必要な際には、必ず本市担当者に確認の上、了承を得ること。

【設置器具詳細】

- ① 電動による前方吊上式であり、耐震化ユニット・急速降下防止装置を備えた電動引揚装置であること。また、電動駆動はリモコン操作式とする。
- ② バスケット板はプラスチック製(1800×1050mm)であり、日本バスケットボール協会検定品であること。
- ③ 日本バスケットボール協会検定品のゴールリング(内径φ450mm、ネット付き)を設置すること。
- ④ バスケット板下面はボードパッド付とすること。

4 作業内容

- (1) 既設のバスケットゴール1対(2基)を撤去し、新規の電動前方吊上式バスケットゴールの設置及び必要な配線作業等を行うこと。
- (2) 施工にあたり、車両の台数、作業人員、機材等の搬入・搬出方法などの作業に係る工程を提示すること。
- (3) 取付後は動作確認を行い、異常のないことを確認すること。
- (4) 取り外した既存機器等、業務上生じる廃棄物については、受注者が持ち帰り、適法に処分すること。

5 履行及び履行検査場所

札幌市身体障害者福祉センター

札幌市西区二十四軒2条6丁目1-1 札幌市身体障害者福祉センター2階体育館

6 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

7 作業日時

体育館の休止を予定している令和8年2月2日(月)から令和8年2月27日(金)の間の原則8:45~17:15とする。

また、実施に当たっては発注課に工程表を提出し承認を受けてから実施すること。

8 業務の検査

受注者は、契約書に基づき、その支払にかかる請求を行うときは次の書類を提出し、発注者の指定した者が行う書類及び現地での検査を受けるものとする。

- (1) 実施報告書（交換前後の状況が分かる資料（写真つき）及び施工図面）
- (2) 完了届

9 特記事項

- (1) 履行場所は障がい者が利用する施設であるため、業務を行う上で利用者の安全に十分注意すること。なお、不慮の事故が発生した場合には、速やかに発注課に報告するとともに、発注課の指示に従い受注者の責任において一切を処理すること。
- (2) 本業務に必要な工具及び消耗品は、原則として受注者負担とする。
- (3) 搬入時等においては、家具及び建築物を破損しないように養生を施すこととし、損傷については受注者の負担により修復すること。
- (4) 業務実施に際し施設の備品等を移動させる必要がある場合は、発注課の指示のもとで指定の場所に移動させること。
- (5) 本業務の履行に際して必要となる資材は、全て受注者が調達するものとする。
- (6) 関係法令を遵守すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、発注課と受注者で協議のうえ、これを定めるものとする。

10 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、本業務の一部を再委託することにつき、受注者があらかじめ発注課の書面による承認を得た場合には、この限りではない。

また、上記ただし書きの規定により本件業務の一部を再委託した場合には、受注者は、発注課に対し、再委託先の行った本件業務に関する行為について一切の責任を負うものとする。

11 札幌市環境マネジメントシステムへの協力

札幌市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。特に環境法令等は必ず遵守すること。

12 発注課

保健福祉局障がい保健福祉部障がい者更生相談所身体障がい相談係
担当 山本 電話：011-641-8852